

自治基本条例をつくる会 会議概要

第60回会議	
開催日時	平成21年8月19日（水）18:30～20:30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	11名 岩崎秀司、岩本信子、岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子、林久芳、山田義隆、弓取康英 傍聴者：藤中、
事務局	企画課（主幹）
協議概要	1 第59回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 * 条例・解説・意見等をはじめから整理しながら、条文の再修正をする。 （別紙のとおり修正。以下は主な意見） * 第6条について ・「住環境」は「居住環境」の表現のほうが良いのではないか。 ・解説に定義があるが、必要ないのではないか。 * 第7条について ・子供の権利も良いが、高齢者の権利も条文化する必要があるのではないか。 ・高齢者を条文化すればサラリーマンや商売をしている人たちはどうなのか？という意見になる。 ・高齢者は、市民の定義に含まれる。当然子供も含まれるが、この会で子供だけを特化して条文化しているのは、市民の中でも子供は意見や考えを言う機会が少ないことや大人がサポートすべき未来を担う子供の意見等を大事にしたいという事からこの条項を作成したのではないか。 * 第8条について ・原則とは言いながら、「すべての会議」としてよいのか。 ・議会はすべて公開すべきである。 ・プライバシーに関する事項が含まれる場合は、公開できないなのではないか。

* 全体を通しての意見

- ・ 条例案は全 35 条であるが、その中で「～しなければなりません」という表現が 49 箇所ある。これは義務を課す表現であり、結果が求められるものである。すべてこの表現でよいか考えなくてもよいか？
 - ・ 「～します」という意志を表現したものに変わらどうか。
 - ・ 条例に「～します」という宣言的な表現はおかしくないか。
 - ・ 強い表現にしなければ、ただの努力義務になってしまい現実化しないのではないか。
 - ・ 「～しなければなりません」「～します」「～するように努力します」という表現を条文によって使い分けたらどうか。
- (解説、つくる会意見がまとまったあと、使い分けを検討する。)

3 その他

- * 説明会についてそろそろ考えていかなければいけないので、方法等について各自考えてくること。

【次回の開催について】

第 61 回会議 : 平成 21 年 8 月 26 日 (水) 18 : 30 ~ 第 2 委員会室

（事業者の責務）

第６条 事業者は社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図りながらまちづくりの発展に寄与しなければなりません。

【条文の解説】

- ・事業者が事業活動を展開する中で、その技術やノウハウを駆使して健全な地域社会の発展に貢献することを期待するものである。
- ・「調和」とは環境問題や地域活動などにも配慮しながら、事業活動をおこなうことである。
- ・事業者に対しては、市民の権利と責務に加えて、上記の責務を規定する。

【つくる会で出された意見等】

- ・事業者は営利の追及だけでなく、住民との関わりを持つことや市が実施する施策に協力する必要があるのではないか。
- ・事業者も安心安全なまちづくりに寄与して欲しい。
- ・本市には「山陽小野田市安全安心まちづくり条例」のなかにすでに「事業者の定義と役割」が規定してあるので整合性を持たせる必要がある。
- ・事業者に一律に責務を課すと、中小企業に負荷をあたえることになるのではないか。

（青少年及び子どもの権利）

第７条 青少年及び子どもはその人権が尊重されるとともに、年齢に応じたまちづくりに参加する権利を有します。

２．市及び市民は、青少年及び子どもの意見を尊重し、まちづくりに反映させなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 青少年及び子どもとは満２０歳未満の市民をいい、その年齢等に応じてまちづくりに参加できる機会を保障するものである。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 子どものときから年齢に応じたまちづくりに参加することは、市民の責務の理解につながる。
- ・ 青少年及び子どもの意見等を尊重し、まちづくりに反映させるための仕組みづくりが必要である。
- ・ 子どもも一市民として平等に扱うべきではないか。
- ・ ２０歳未満の市民にもまちづくりに参加する権利を保障すべきである。
- ・ 社会全体が少子化・高齢化している中で、若者が意見を言ったり、参加する場がない。
- ・ 大人が子ども社会に口出ししすぎるのではないか。
- ・ 子どもの人権を尊重する条例を制定すべきではないか。

第３章 議会

（議会の役割と責務）

第８条 議会は市の重要な意思決定機関として、総合的な視野に立ち、市民の意見が適切に反映されるように、市行政への監視を行うとともに政策の立案等を行います。

２．議会は原則として会議を公開とし、かつ、議案の内容、審議会の経過及び議会活動の状況等の情報を市民にわかりやすく提供することにより、開かれた議会運営に努めなければなりません。

ただし、非公開とする場合はその理由を公表しなければなりません。

３．議会は、自ら、地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営及び望ましい議員の姿を求めて議会基本条例を制定しなければなりません。

【条文の解説】

- ・議会在市の立法機関であり、行政的意決定機関及び監視機関として、市民の意見を反映させる場であることを明確にするものである。
- ・議会での会議を積極的に公開し、市民の理解を得ることを規定している。
- ・ここで規定する会議とは、本会議、委員会、協議会である。
- ・地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代における議会及び議員のあり方を明確化するものである。

【つくる会で出された意見等】

- ・責務について地方自治法の規定と重複は避けるべきである。
- ・議会についての細則を「議会基本条例」で定めるのであれば、ここでは議会の役割、責務を明確にするにとどめるべきである。
- ・議員相互の討論を活発に行い、議論を深める必要があり、このことを議会基本条例で定めるべきである。
- ・行政チェックに関しては、それを果たそうとすれば当然、一般質問は毎回あるはずだし、聞いておしまいではなくその後のさらなる追及があるべき。
- ・議事録について、公民館や図書館などで誰でもいつでも見ることができるように公開すべきである。
- ・委員会の会議公開は行われているが、傍聴するにあつたての制限が多すぎる。